

9. 労務外出 ～社会との接触と療養所内での生活の困難から～

9-1 労務外出をすることの意味【問 16-1、聞き取り 16-1】

労務外出には、1/4弱（178人）の回答者が経験ありと答えている（単純集計54）。労務外出とは、入所者が療養所の外で働いて賃金を稼いでくることである。病状が比較的軽症であり後遺症も軽い入所者が、実質的に退所が不可能な状態のなかで、より一般社会なみの賃金を獲得するために自然発生的に実現した労働形態であった。日中は所外に出て働き、仕事が終わると療養所へ戻って寝起きする者、季節労働者として2・3ヶ月建築現場などに出て、しばらく療養所から離れて納期が終わると帰ってくる者など、労務外出の内容はさまざまである。

また、労務外出の経験と退所経験をクロス集計した結果、労務外出経験があることと退所経験があることとの関係に相関はみられなかった。本調査では労務外出は必ずしも退所経験へと結びつくものではなかったことが示唆される。

労務外出は統一した規定に基づいて許可されていたわけではなく、各療養所でその対応が異なることが多い。比較的初期に入所者自治会が労務外出の基準作りによりだした栗生楽泉園や多磨全生園では、たとえば栗生楽泉園の「社会復帰のための退出規定」で、具体的には労務外出者の医療および給与金などの規定がされている。多磨全生園でも1971年には自治会による「所外作業に関する申し合わせ」が作成される。その中で労務外出の日数により給与金の一部差し引き、自治会活動に回すなどの取り決めなどが規定された[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社 1977:162-3・多磨全生園患者自治会『俱会一処』1993:234-5・栗生楽泉園患者自治会『風雪の紋』2001:340-2]。また、療養所がどのような都市に隣接するかによって、労務外出の種類も多様である。たとえば、栗生楽泉園、多磨全生園、菊池恵楓園、駿河療養所などの地域では都市部での労務外出が可能となったが、東北および沖縄などでは近隣農家の手伝いといった内容で、手にする賃金にもひらきがあった[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社 1977:162]。

以下では聞き取りをもとに、この労務外出という特殊な形態の労働にまつわる特徴を見つめる。

(1) 肉体労働に従事

労務外出の多くは肉体労働で、具体的には、土木、人足、運送、みかん園での農作業、キビ刈り、左官、大工、庭園造り、廃品回収、タクシーの運転などがあげられていた。

・仕事は電軌線を土中に埋設する作業であり、大変な仕事だったが給料はとてもよかった。
(1928年入所 男性)

(2) 園内での生活向上や家族への仕送りのため

・園内作業の賃金でテレビが買える状態ではなかった。東京オリンピックが始まる前にテレビがほしかったので、東京へ労務外出した。(1931年入所 男性)

・子どもが小さかった...仕送りのため、ハンマーを持ち、土木の仕事をした。（1943年入所 男性）

(3)病気を隠して働く

・ライ病独特の汗のかき方（汗のでる場所がたとえば腹などに集中する）があり、夏の暑い時、汗がでるので困った。仕事をして健常者と普通につきあえない。つい仲間で集まってしまう。（1932年入所 男性）

・眉毛がないと以前いわれたことがトコトン印象に残っている。徹底的にカバー。絶対メガネをはずすことはしない。病気をかくすため。（1932年入所 男性）

・病気を隠していたため、補償されず、賃金未払いもあった。（1929年入所 男性）